## 土木工事共通仕様書(R4.10)の改正概要

## 1 基本事項

農林水産省農村振興局の令和4年4月版「土木工事共通仕様書」及び、山形県県土整備部の令和3年4月版「土木工事共通仕様書」・「土木工事共通特記仕様書」に準拠し、 十木工事共通仕様書を一部改正するものである。

第1編共通編第1章総則は県土整備部版、第1編共通編第2章材料以降の内容は農 林水産省版に準拠し、改正した。

## 2 主な改正内容 対照

- (1) 仕様書本編の改正
  - ・第1編共通編第3章 施工共通事項 3-4-2 既成杭工 溶接工の資格について追記した。
  - ・第1編共通編第3章 施工共通事項 3-7-2 レディーミクストコンクリート 配合計画書等の提出等に関する語句の修正を行った。
  - ・第1編共通編第3章 施工共通事項 3-20-9 トンネル仮設備工 関係基準改正に伴う語句の修正を行った。
  - ・第2編工事別編第3章 舗装工事、道路改良工事 3-14-3 標識工 反射シートの規格について追記した。
  - ・第2編工事別編第7章 管水路工事 7-2-2 一般事項 不要な記載項目を削除等行った。

  - ・第2編工事別編第18章 ため池改修工事 18-3-9 掘削土の搬出土 関係基準改正に伴う語句の修正を行った。

## (2) その他

語句の追加・修正、諸法令の改正年・月・法律番号の修正